

学校いじめ防止基本方針

徳島県立小松島西高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 素地の育成

教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) 未然防止

「いじめほどの生徒にも起こりうる」、「生徒は被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(3) 積極的認知

ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(4) 組織的対応と毅然とした指導

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(5) 連携・協働体制の構築

より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域が、組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 指導困難加害者への対応

いじめの加害者に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所など）との適切な連携が重要であることから、常に、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

管理職や生徒指導・教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員などで構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、副担任、生徒が相談しやすい教職員を適宜追加する。また、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言も得る。

「いじめ防止対策委員会」

- ・管理職
- ・教務課長
- ・生徒指導課長
- ・特別活動課長
- ・教育相談研修課長
- ・人権教育課長
- ・保健主事
- ・関係学科長
- ・関係学年主任
- ・その他（必要とされる職員および関係機関）

(2) 組織の役割

- ① 特別支援委員会（教育的支援が必要な生徒を支える校内組織）と連携し、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者・教職員からの、いじめに関する相談・通報窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめに関する事項を中心に、情報の収集・記録・共有を行う。
- ④ 緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などを行う。

3 教育相談体制

(1) 人間関係の醸成

教職員と生徒及び保護者、さらには、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。

(2) 教員に対する安心感や信頼感の醸成

生徒の個人情報に配慮するとともに、教職員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、必ず自分を助けてくれるという、安心感や信頼感の醸成に努める。

(3) 相談受け入れ体制の整備

定期的な教育相談週間や相談日を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

(4) 専門機関との連携

相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

(5) 相談窓口の広報・周知

生徒や保護者に対して、広く教育相談が実施されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について、広報・周知に努める。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは決して許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進などにより、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ すべての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加し活躍ができる、授業展開や集団づくりを行う。
- ④ 学習に対する焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を展開する。
- ⑤ ストレスを感じた場合、運動や読書などで発散したり、誰かに相談するなど、ストレスに対し適切な対処ができる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通して、すべての生徒に、活躍の場があり他者の役に立っていると感じられる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、困難な状況が乗り越えられる機会などを積極的に設け、自己有用感が高められるよう努める。
- ⑦ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である」ことを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に「他人を誹謗・中傷する情報を発信することはいじめであり、決して許される行為ではない」ことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について、学

校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

- ⑨ 生徒会やいじめ防止委員会などの活動において、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が、促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 生徒の言葉や態度などに注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 生徒が被災し、避難場所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会、中学校と連携を図り、いじめ問題の未然防止・早期解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや学校運営協議会、地域の関係団体とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

(1) 集会時などにおける働きかけ

各学期の始業式及び入学式などにおいて、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組やいじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめなどの相談ができるよう働きかける。

(2) いじめ発見のための日常的取組

日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応し、職員間で共通理解を図る。

(3) アンケートや個別面談による状況把握

全生徒を対象とした「アンケート調査」を定期的実施することに加え、「個別面談」などにより、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握するが、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。

(4) 学校内外の専門家との連携

いじめの把握にあたっては、生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターなど、学校内外の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけあい、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

(5) 声かけと教職員間の情報交換

生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度にも注意を払うとともに、気付いたことに関して、密に教職員の情報交換を行う。

(6) 欠席・遅刻などの理由確認

生徒が欠席や遅刻を繰り返したり、けがをした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。

(7) 適切な初期対応と敏速な委員会報告

いじめに関する訴えや情報があった場合は問題を軽視することなく、保護者や友人からの情報収集を通して事実関係を正確に調査するとともに、いじめを認知した

場合には、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

(8) 保護者への啓発

保護者にいじめ問題に対する関心を持たせ、家庭と学校の連携・協働体制を構築し、保護者からの情報提供を促す。また、いじめ等の悩みを相談できる相談機関等を周知する。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候などがあつたときは、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② いじめ対策組織において、速やかに関係生徒から事情聴取をするなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議などを通していじめの情報を共有した上で、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒に対する具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し組織的に対応するとともに、保護者に対して適切な情報提供を行い、より一層、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒とその保護者に対する支援

- ① いじめられた生徒を、徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた生徒が安心して教育を受けられるよう、必要な措置を講ずる。
- ③ 管理職を含め、複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を、適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には、丁寧にかつ適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用をはじめ、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮の必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ③ 管理職を含め複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するために指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは許されない」と自分の問題として意識を徹底させる。
- ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会などへの報告と外部専門家との連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告する。
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置・派遣を教育委員会に要請し、相談体制の充実を図る。
- ③ 外部の専門家との連携を深め、生徒の実態把握や問題解決のための効果的な指導法・対処法の指導・助言等の支援を受ける。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害などの犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

- ③ インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

以下の取組期間や被害者の回復をもって、いじめの解消状態と考える。

① 取組期間

いじめ被害の重大性を判断し、学校いじめ対策組織でその解消に向けた取組成果で沈静化した後、3ヶ月間を目安とする。また、必要に応じて期間を延長する。

② 被害者の回復

取組期間に、いじめを受けた被害者本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを解消後も継続して確認する。

7 校内研修

校内研修の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図る。

8 重大事態への対処

(1) 基本的な対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。

(2) 特別な対処

重大事態が生じ学校が調査主体となるときは、「重大事態への対応マニュアル」(別表)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

(1) 取組の評価

いじめ問題への取組などについて、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目 標とその達成状況の評価をする。

(2) PDCA

PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」などを実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか検証する。

(3) 取組内容の見直し

期待するような指標の改善が見られなかった場合などには、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しにつなげる。

10 学校いじめ防止プログラム

- 基本目標 : ①いじめは、どの生徒にもどこの学校でも起こりえることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
 ②学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係づくりを構築し、生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
 ③生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復改善を図る。

| 月 | 内 容 | 対 象 者 | 担 当 |
|----|--|---|---|
| 4 | 学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の公表周知 全校集会 個人面談 支援委員会 | 教職員 教職員・生徒・保護者 生徒（全学年） 生徒（各学年） 教職員 | 管理職・生徒指導課長 生徒指導課長 // 正副担任・学年団 特別支援課 |
| 5 | 全校集会 人権ホームルーム活動 PTA総会 | 生徒（全学年） // 教職員・保護者 | 生徒指導課長 正副担任・学年団 教頭・生徒指導課長 |
| 6 | 全校集会 人権ホームルーム活動 薬物乱用防止講演会 携帯電話安全教室 支援委員会 | 生徒（全学年） 生徒（各学年） 生徒（1学年） 生徒（1学年） 教職員 | 生徒指導課長 正副担任・学年団 学校薬剤師・学年団 外部講師・生徒指導課長 特別支援課 |
| 7 | 全校集会 球技大会 自動車運転免許取得希望者説明会 三者面談 | 生徒（全学年） // 生徒（3学年）・保護者 生徒・保護者 | 生徒指導課長 特別活動課長 生徒指導課長・3年団 正副担任・学年団 |
| 8 | 1学期取組点検・評価・改善 | 教職員 | 管理職・生徒指導課長 |
| 9 | 全校集会 就職・進学者激励会 人権ホームルーム活動 | 生徒（全学年） 生徒（3学年） 生徒（各学年） | 生徒指導課長 進路課長・学年団 正副担任・学年団 |
| 10 | 全校集会 学校祭 自動車運転免許取得希望者説明会 第1回こころの健康アンケート調査 | 生徒（全学年） // 生徒（3学年）・保護者 生徒（全学年） | 生徒指導課長 特別活動課長 生徒指導課長・3年団 生徒指導課長・学年主任 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 11 | 全校集会 遠足 人権ホームルーム活動 松西人権週間 公開授業週間 支援委員会 | 生徒（全学年） 生徒（1・3学年） 生徒（各学年） 教職員・生徒（全学年） 教職員・生徒・保護者 教職員 | 生徒指導課長 正副担任・学年団 正副担任・学年団 人権教育主事 教務課 特別支援課 |
| 12 | 全校集会 球技大会 校内研修 2学期取組・点検・評価・改善 | 生徒（全学年） // 教職員 // | 生徒指導課長 特別活動課長 教務・生徒指導課長 管理職・生徒指導課長 |
| 1 | 全校集会 人権ホームルーム活動 学校・授業評価アンケート | 生徒（全学年） 生徒（3学年） 生徒（全学年） | 生徒指導課長 正副担任・学年団 進路課 |
| 2 | 全校集会 人権ホームルーム活動 修学旅行 支援委員会 | 生徒（全学年） 生徒（1・2学年） 生徒（2学年） 教職員 | 生徒指導課長 正副担任・学年団 // 特別支援課 |
| 3 | 第2回こころの健康アンケート調査 1年間の取組・点検・評価・改善と 次年度の計画 | 生徒（1・2学年） 教職員 // | 生徒指導課長・学年主任 管理職・生徒指導課長 // |